

核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求める意見書

我が国は、唯一の被爆国として、広島、長崎の悲劇を繰り返すことのないよう、世界の核兵器の廃絶を求めてきた。

徳島県議会においても、全国に先駆けて可決した「非核の県」宣言をはじめとし、県民とともに核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざす強い意志を幾度となく内外に表明しているところである。

しかしながら、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核弾頭搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。

2000年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT非締約国のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランの濃縮を拡大するイラン、核実験を強行し世界的に脅威を及ぼしている北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

こうした中で、昨年9月に開かれた国連安保理の首脳会合では、核超大国である米国のオバマ大統領が議長を務め、「核兵器のない世界」を目指す決議が、我が国はもとより全会一致で採択された。これにより、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議に向け、議論が活発化することが期待される。

よって、国においては、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を実現するため、被爆65年を迎える2010年に開かれる核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年2月22日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗